

(平成24年8月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から46年8月16日までA社で継続して勤務したが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の45年3月の1か月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

（注）申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社内履歴、雇用保険の記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び申立人のA社に係る昭和45年2月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は申立人の申立期間に係る被保険者資格喪失日を昭和45年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から48年5月1日までA社で継続して勤務したが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の45年3月の1か月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社内履歴、雇用保険の記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び申立人のA社に係る昭和45年2月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は申立人の申立期間に係る被保険者資格喪失日を昭和45年3月31日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場

合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

高知厚生年金 事案 656 (事案 182 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 27 日から同年 10 月 25 日まで
② 昭和 35 年 11 月 7 日から 36 年 2 月 25 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

A社において、厚生年金保険の被保険者として記録のある昭和 35 年 3 月 27 日から同年 10 月 25 日までについては、当時、週 5 日は 1 時間から 3 時間の残業があり、土曜日は 5 時間から 6 時間の残業をしていたため、現金給与は残業代を含めて 2 万円であった。また、当該期間は会社の寮に居住しており、寮費及び社内食堂で食べていた食費は、給与から控除されていた記憶は無く、入浴は近くの銭湯に行っていたが、同社の社員であると言えば無料で入浴することができたため、寮費、食費及び入浴（銭湯）代の 1 万円が現物給与として支給されていた。

このため、給与額は、現金給与に現物給与を加えた 3 万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が給与額より低額とされているため、当時支給されていた給与額に見合うよう、標準報酬月額を訂正してほしい。

次に、B社において、厚生年金保険の被保険者として記録のある昭和 35 年 11 月 7 日から 36 年 2 月 25 日までについては、現金給与が 2 万円であった。また、当該期間は会社の寮に居住していたが、寮費は給与から控除されておらず、食費は近隣の食堂で食べていたが通常より安かったため、会社が食費の一部を負担していたと思う。また、入浴については、会社に付設された風呂を無料で使用していたため、寮費、食費及び入浴代の 1 万円が現物給与として支給されていた。

このため、給与額は、現金給与に現物給与を加えた 3 万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が給与額より低額とされているため、当時支給

されていた給与額に見合うよう、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、C社において、厚生年金保険の被保険者として記録のある昭和 37 年 3 月 1 日から 42 年 10 月 1 日までについては、同社に付設されていた風呂の入浴代が現物給与として支給されていた。

このため、現物給与を含め、i) 昭和 37 年 3 月から同年 7 月までの給与額は 2 万円、ii) 同年 8 月から 39 年 9 月までは 3 万円、iii) 同年 10 月から 40 年 5 月までは 4 万 5,000 円、iv) 同年 6 月から 41 年 9 月までは 6 万円及び v) 同年 10 月から 42 年 9 月までは 6 万 8,000 円であったにもかかわらず、標準報酬月額が給与額より低額とされているため、当時支給されていた給与額に見合うよう、標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社勤務時の標準報酬月額は、残業代を含めて支給されていた現金給与と寮費、食費及び入浴代の現物給与の合計額 3 万円より低額とされている。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立期間①当時において、同社の厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる 78 人（申立人を除く）のうち、連絡可能であった同僚 40 人を対象に、給与額、残業の有無及び現物給与について調査した結果、回答者 24 人のうち 21 人は、「資格取得時の給与額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ同額である。」旨の供述をしている。

また、残業について、申立人は、「当時、週 5 日は 1 時間から 3 時間の残業があり、土曜日は 5 時間から 6 時間の残業をしていた。」と供述しているところ、前述の回答者のうち 5 人は、「多少の残業はあったが、休日出勤はなかった。」旨の供述をしており、このうち、資格取得時の標準報酬月額が 8,000 円と記録されている同僚は、「給与は日給月給であり、日給 250 円くらいに残業代を加えて 8,000 円程度の給与であった。」と供述している。

さらに、現物給与について、申立人は、「寮費及び社内食堂で食べていた食費は給与から控除されていた記憶は無く、入浴は近くの銭湯に行っていたが、A社の社員であると言えば無料で入浴することができた。」とし、寮費、食費及び入浴代が現物給与に該当すると主張しているところ、申立期間①当時、給与事務を担当していた同僚は、「入寮者からは寮費を、社内食堂利用者からは食費をそれぞれ給与から控除していた。また、会社が銭湯と契約をしていたことはないので、会社が従業員の銭湯代を負担していたことはなかったと思う。」と供述している上、複数の同僚は、「寮費、食費及び入浴代は、自費で支払っていた。」旨の供述をしている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得

している前後の期間（昭和 35 年 1 月 11 日から同年 5 月 5 日まで）に被保険者資格を取得していることが確認できる 45 人（申立人を除く）のうち、申立人と同年代の同僚 3 人に係る資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の 7,000 円となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であったという事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張をうかがわせる供述は得られない上、A 社の被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、ほかに、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

- 2 申立期間②については、B 社において、昭和 35 年 11 月 7 日から 36 年 8 月 8 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、「申立人とは、B 社の前に勤務していた事業所で一緒に勤務しており、当該事業所が倒産したため、一緒に B 社へ移った。また、B 社では、申立人と私はガスコンロの組立作業に従事していた。」旨の供述が得られたことなどから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、当該同僚のオンライン記録から、申立期間②に係る標準報酬月額を 8,000 円とすることが妥当であるとする当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 17 日付けで記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間②について、「現金給与が 2 万円であった。また、当該期間は会社の寮に居住していたが、寮費は給与から控除されておらず、食費は近隣の食堂で食べていたが通常より安かったので、会社が食費の一部を負担していたと思う。また、入浴については、会社に付設された風呂を無料で使用していたため、寮費、食費及び入浴代の 1 万円が現物給与として支給されていた。」と主張し、再度、記録の訂正を申し立てている。

しかし、B 社の事業主は、「申立期間②当時における中学校卒業間もない者の給与は 1 万円以下であった。」と回答している上、オンライン記録により、申立期間②当時において、同社の厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる 103 人（事業主及び申立人を除く）のうち、連絡可能であった同僚 28 人を対象に給与額及び現物給与について調査した結果、回答者 11 人のうち 4 人は、「資格取得時の給与額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ同額である。」旨の供述をしている。

また、現物給与について、申立人は、「寮費は給与から控除されていなかった会社で会社が負担していたと思う。食事は近隣の食堂で食べていたが、通常より安かった会社で会社が食費の一部を負担していたと思う。また、

入浴については、会社に付設された風呂を無料で使用していた。」とし、寮費、食費及び入浴代が現物給与に該当する旨を主張しているところ、事業主は、「申立期間②当時、寮費は会社負担で、現物給与として標準報酬月額に含めていた。また、従業員には弁当をあっせんしており、昼食の弁当代については会社が半額負担し、当該半額分は現物給与として標準報酬月額に含めていたが、食堂で食べていた食事代については、会社は負担していない。風呂は会社に付設していなかった。」と回答している。

なお、会社に付設する風呂を従業員に無料で使用させていた場合の取扱いについて、厚生労働省事業管理課は、現物給与とは認められないと回答している。

さらに、B社に係る被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した前後の期間（昭和35年1月22日から36年4月4日まで）に被保険者資格を取得していることが確認できる33人（申立人を除く）のうち、申立人と同年代の同僚15人に係る資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の8,000円となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であったという事情は見当たらない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無く、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C社勤務時の標準報酬月額は、残業代を含めて支給されていた現金給与と、従業員が会社に付設された風呂を無料で利用していたことから生じるとする現物給与の合計額より低額である。」と主張しているところ、被保険者名簿により、同社において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した前後の期間（昭和37年2月1日から同年4月1日まで）に被保険者資格を取得していることが確認できる67人（申立人を除く）のうち、連絡可能であった同僚37人を対象に給与額等を調査した結果、回答者23人のうち16人は、「同社における給与額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ同額である。」旨の供述をしている。

また、申立人は、「入社後、運転助手を経て、三輪自動車免許取得後（昭和37年1月16日）、しばらくしてから運転手となったが、助手の期間は覚えていない。また、昭和40年前後の大型自動車免許取得後は大型トラックに乗っていたが、助手のときからずっと市内回りを担当していたので、夜中の仕事は無く、遅くとも20時には勤務は終わっていた。このため、給与は長距離大型トラック運転手よりは安かった。」と供述しているところ、前述の回答者のうち、資格取得時に運転助手をしていた同僚は、「正社員（昭和36年11月1日）になった際の辞令には、基本給8,000円と書

いているが、長距離便の運転助手として夜中に走ることが多く残業が多かったので、標準報酬月額（1万8,000円）くらいの給与額になったと思う。」と供述している上、長距離大型トラック運転手をしていた同僚についても、「正社員となったときの辞令には基本給9,000円と書いてあり、残業代が付いて標準報酬月額（1万6,000円）くらいの給与になったと思う。」と供述している。

さらに、会社に付設する風呂を従業員に無料で使用させていた場合の取扱いについては、前述の厚生労働省事業管理課からの回答により、現物給与とは認められない。

以上のことから、当時、C社においては、現物給与は無く、それぞれの基本給に加え、残業時間数により給与額に差異が生じていたことがうかがえるが、申立人は、残業の少ない市内回りを担当していたため、給与額は長距離運転手及び長距離便の運転助手をしていた従業員より少なかったと考えられるところ、前述の「同社における給与額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ同額であった。」旨の供述をしている16人のうち、同社の勤務期間を通じて給与額を記憶していた長距離大型トラック運転手3人の資格取得時及びその後の定時決定（又は随時改定）時の標準報酬月額は、i）昭和37年3月から同年7月は1万6,000円から1万8,000円、ii）37年8月から39年9月は1万8,000円から2万4,000円、iii）39年10月から40年5月は3万3,000円から3万6,000円、iv）40年6月から41年9月は3万3,000円から4万2,000円、v）41年10月から42年9月は4万5,000円から5万2,000円とされていることから、申立人が主張する給与額は、これら長距離大型トラック運転手の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

加えて、C社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、標準報酬月額欄には、「現物によるものの額」の記載は無く、「金銭によるものの額1万円」とのみ記載されている上、前述の被保険者名簿により、申立人と同年齢の同僚の標準報酬月額は、i）昭和37年4月1日（資格取得時）から同年7月までは1万円、ii）同年8月から39年9月までは1万4,000円となっており、申立人の37年3月1日（資格取得時）から同年7月まで及び同年8月から39年9月までの標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、申立人の主張をうかがわせる供述は得られない上、C社の被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、ほかに、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間①、②及び③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。